

電子メールによる届出（通知）に関するQ&A

Q1：建設リサイクル法とは何ですか？

建築物等の新築や解体工事等であって、一定規模以上の工事については、資源の分別（分別解体）と再資源化を行わなければなりません。

Q2：建設リサイクル法の届出（通知）とは何ですか？

一定規模以上の民間工事の発注者等は、工事に着手する7日前までに届出を行う必要があります。公共工事の場合は、工事に着手する前に通知が必要となります。

民間工事：建設リサイクル法第10条の届出

公共工事：建設リサイクル法第11条の通知

それぞれ、提出様式が異なります。

市ホームページに掲載されてるダウンロードファイルをご確認ください。

Q3：電子メールによる提出が可能となるのはどの手続きですか？

建設リサイクル法に規定する以下の3つの手続きです。

1. 第10条第1項に規定する対象建設工事の届出
2. 第10条第2項に規定する届出済み事項の変更に関する届出
3. 第11条に規定する対象建設工事の通知

Q4：電子メールで送信する場合の方法を教えてください。

◇ 電子メールの件名

記入例) 建設リサイクル法10条届出書【〇〇（届出者名）】

- 1 届出の種類により、タイトルを10条変更届出書または11条通知書へ変更してください。
- 2 届出（通知）者名は発注者又は自主施工者名を記入してください。

◇ 添付ファイル形式

PDFファイル（PDFファイル以外は受け付けません。）

◇ その他留意事項

一度に受信可能なメール容量は10MBまでです。ファイル容量が大きい場合はファイルを圧縮や分割するなどして送信してください。

分割送信する場合は、件名の末尾に（その1）、（その2）等を付けてください。

Q5：電子メールによる送信先を教えてください。

大館市建設部都市計画課建築指導係 kentiku@city.odate.lg.jp

Q6：電子メールで届出（通知）書を提出した場合、届出日はいつになりますか。

電子メールが開庁日の午後5時15分までに提出窓口の受信用メールアドレスに届いた場合、受信日が届出日となります。

開庁日の上記時刻より後、土曜、日曜及び祝日（12月29日から1月3日を含みます。）に届いた場合は、次の開庁日が届出日となります。

不足書類等があっても形式上の要件を満たしていない場合、当初の届出書では法律で規定された「届出を行う」という手続上の義務を履行したことになるため、必要な補正を完了した届出書が提出窓口へ届いた日が届出日となります。

Q7：補正の指示を受けて届出（通知）書を再送信する場合、指示があった書類だけを送ればよいですか？

メール本文にて、補正の対象となった当初の届出書を特定できるように記載していただき、補正した箇所が含まれるファイル一式を送ってください。

Q8：届出済みの内容に変更が生じたため、変更届出を提出する場合にはどうすればよいでしょうか？

変更届出書（変更のあった添付書類を含みます。）を送信してください。メール本文にて、届出済みの届出書が特定できるように記載してください。

Q9：今までどおり窓口で書面で提出することは可能ですか？

メールでの届出（通知）を基本としますが、当面可能です。

Q10：届出（通知）書の受理後、届出（通知）済みシールはどのように渡されますか？

届出（通知）書を送信したメールアドレスあてに届出（通知）済みシール（PDFファイル）を送信します。ご自身で印刷して現場に掲示してください。

Q11：届出（通知）済みシールはいつ頃送信されますか？

なるべく早く送信するよう努めますが、内容確認など事務処理の都合で、届出日から数日かかる可能性があることをご了承ください。

Q12：電子メールで送信した届出（通知）書について、窓口で届出済みシールを発行してもらうことはできますか？

できません。

Q13：届出（通知）済みシールを、届出書の送信元メールアドレスとは別のアドレスに送信してもらうことはできますか？

できません。

Q14：届出（通知）書の副本に收受印を押印してもらいたい場合、どのようにすればよいですか？

電子メールでの届出では、副本への收受印の押印を想定していません。

<問合せ先> 大館市建設部都市計画課建築指導係
〒018-5792 秋田県大館市比内町扇田字新大堤下93-6
TEL 0186-43-7083 mail : kentiku@city.odate.lg.jp